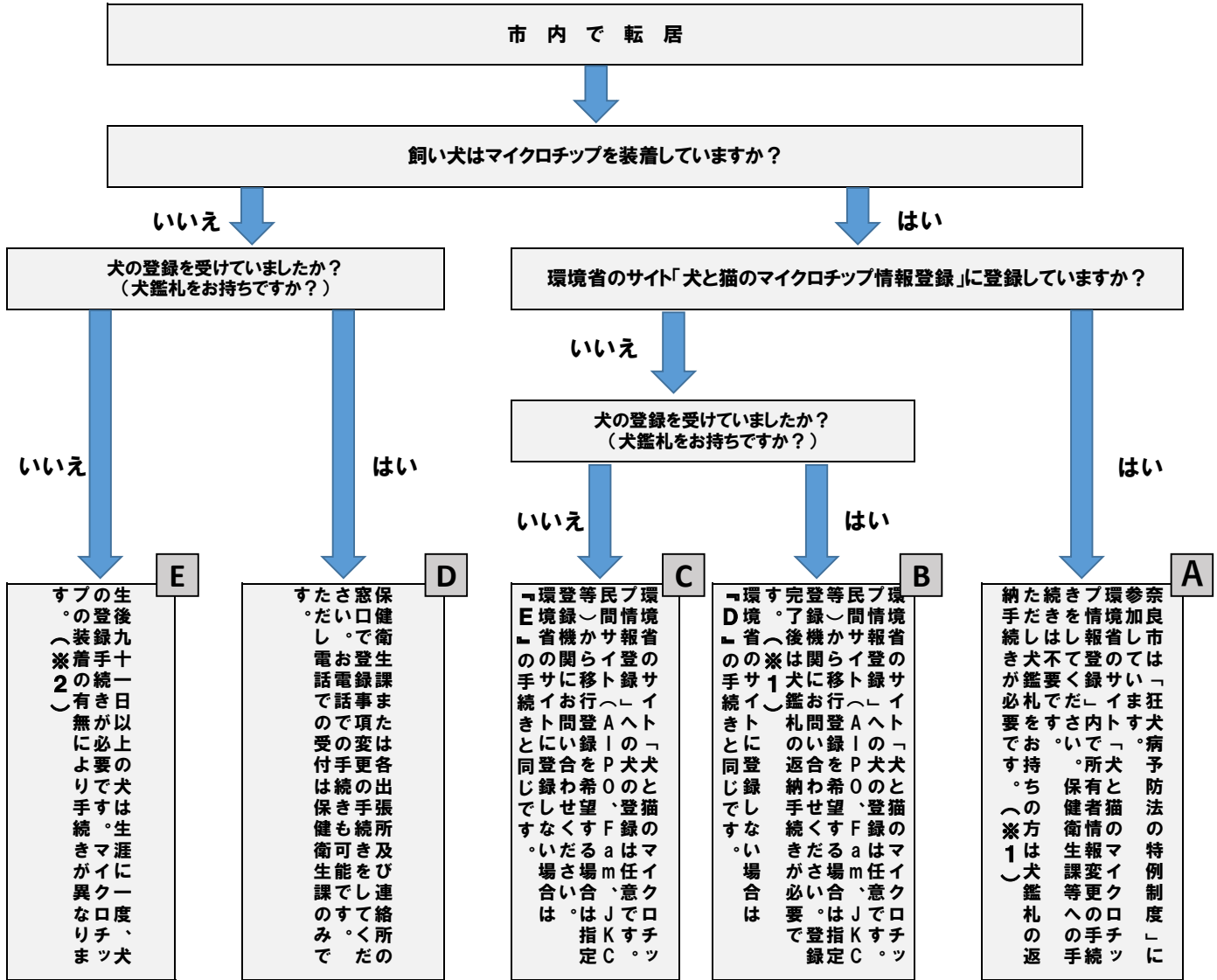


■市内で転居された方へ・・・

奈良市は令和4年6月1日から、指定登録機関に登録すると犬に装着されたマイクロチップを犬の鑑札とみなす『狂犬病予防法の特例制度』に参加しました。

『狂犬病予防法の特例制度』とは？

マイクロチップを装着した犬やその所有者の情報を環境大臣指定の登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録することで、マイクロチップを犬の鑑札とみなす制度です。登録した情報は環境大臣指定の登録機関「(公社)日本獣医師会」から奈良市に通知されます。



- (※1) 犬の登録済みで過去に鑑札の交付を受けた飼い主の方は、鑑札の返納が必要です。お手元の犬鑑札を持って保健衛生課または各出張所及び連絡所の窓口で手続きしてください。なお、手続きは郵送でも可能です。「犬の鑑札提出届」(ホームページからダウンロード可)とお手元の犬鑑札を保健衛生課までご郵送ください。
- (※2) ●飼っている犬にマイクロチップを装着しておらず犬の登録がまだの方(※飼っている犬へのマイクロチップ装着は義務ではありません。(努力義務))保健衛生課または各出張所及び連絡所の窓口で登録手続きをしてください。(※犬の登録手数料:3,000円)ただし、マイクロチップを装着し、環境省のサイトで登録手続きを完了した場合は窓口での手続きは不要となり、犬の登録手数料は無料となります。(※環境省のサイトでの登録手数料は必要です。)

※その他、手続きに関するご不明点がございましたら保健衛生課までお問い合わせください。
【問い合わせ先】奈良市 保健所 保健衛生課 生活衛生係 TEL:0742-93-8395(※かけ間違いにご注意ください。)